

橘処理センター整備事業に係る事後調査報告書（供用時その１）の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、橘処理センター整備事業に係る事後調査報告書（供用時その１）の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名 称：橘処理センター整備事業

種 類：都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為（第 3 種行為）

廃棄物処理施設の新設（第 1 種行為）

2 事後調査実施者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

所在地：川崎市川崎区宮本町 1 番地

3 公告日

令和 7 年 4 月 1 0 日（木）

4 事後調査報告書の写しの縦覧

（１）縦覧期間 令和 7 年 4 月 1 0 日（木）から令和 7 年 5 月 9 日（金）まで

（２）縦覧場所及び時間

場 所：中原区役所（５階）、高津区役所（１階）、高津区役所橘出張所（１階）、

宮前区役所（１階）、環境局環境評価課（市役所本庁舎 2 0 階）

時 間：午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（環境局環境評価課は午後 5 時 1 5 分まで）

※縦覧開始日（４月 1 0 日）は、午前 1 0 時から縦覧を行います。

※土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、高津区役所及び宮前区役所では、第 2・第 4 土曜日の午前 8 時 3 0 分から午後 0 時 3 0 分も縦覧を行います。

* 上記期間中、本市ホームページに当該図書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>



検索

川崎市 アセス図書の公表

掲載先ホームページ 二次元コード

5 事業内容等に関する問合せ先

名 称：川崎市環境局施設部施設建設課

住 所：川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話番号：0 4 4 - 2 0 0 - 2 5 5 4

6 備考

「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 1 5 2



環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年4月10日

川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき、橋処理センター整備事業に係る事後調査報告書（供用時その1）の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	名 称	橋処理センター整備事業
	種 類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	実施区域	川崎市高津区新作1丁目1787番3ほか
	目 的	廃棄物処理施設の新設
	内 容	区域面積 約 24,550㎡
	事後調査の項目等	大気質
縦覧のお知らせ	環境影響評価 の 手 続 経 過	平成25年 4月 8日：環境配慮計画書公告 平成26年 4月14日：条例環境影響評価方法書公告 平成27年 6月15日：条例環境影響評価準備書公告 平成27年 9月10日：条例見解書公告 平成28年 3月 2日：条例環境影響評価審査書公告 平成28年 4月21日：条例環境影響評価書公告 令和 元年 5月 9日：事後調査報告書（工事中その1）公告 令和 3年 2月 5日：事後調査報告書（工事中その2）公告
	縦覧期間	令和7年4月10日（木）～ 令和7年5月9日（金）
	縦覧場所及び時間	中原区役所（5階）、高津区役所（1階）、高津区役所橋出張所（1階）、 宮前区役所（1階）、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時まで。（環境局環境評価課は午後5時15分まで） 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、高津区役所及び宮前区役所においては 第2・4土曜日午前8時30分から午後0時30分も縦覧します。 ※全ての縦覧場所で縦覧開始日（4月10日）は午前10時から縦覧します。
	意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、縦覧期間中に、市長に対し、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから事後調査報告書の閲覧、意見書の提出ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	意見書提出先・ 問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電 話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Email：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、FAX、メール等では受け付けておりませんので御注意ください。